



平成 27 年 9 月 7 日

各 位

会社名 ウチダエスコ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江口 英則  
(コード：4699、東証 JASDAQ)  
問合せ先 取締役常務執行役員  
管理本部長 久保 博幸  
(TEL. 047-382-4111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年9月7日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年10月14日開催予定の第43期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

有用な人材の登用を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行を行わない取締役および監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする定款第 23 条（取締役との責任限定契約）および第 30 条（監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、定款第 23 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- |                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| (1) 定款の一部変更のための株主総会開催予定日 | 平成 27 年 10 月 14 日（水） |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日       | 平成 27 年 10 月 14 日（水） |

以 上

別紙

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 4 章 取締役および取締役会 (新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第 23 条～第 28 条 (条文省略) (新設)</p> <p>第 6 章 計 算 第 29 条～第 32 条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会 <u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 23 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第 24 条～第 29 条 (現行どおり) <u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 6 章 計 算 第 31 条～第 34 条 (現行どおり)</p>